

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示  
(医療技術製品及びサービス)

次のとおり業務提案書の提出の手続を開始します。

令和8年1月16日

島根あさひ社会復帰促進センター長 中間篤則

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度島根あさひ社会復帰促進センターの調剤及び薬剤配送等業務

(2) 業務内容

当センター診療所が発行する処方箋を基に調剤等業務を行い、薬剤を当センターまで配送する。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間

2 参加資格要件及び業務提案書の審査等

(1) 参加資格要件

ア 令和7・8・9年度の法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」のうち「医薬品・医療用品類」、「役務の提供等」のうち「その他」で、それぞれ「C」以上の等級に格付され、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

イ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中特別の理由がある場合に該当する。

ウ 医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）（昭和35年法律第145号）第4条に基づく薬局であること。

(2) 業務提案書の審査等

ア 提出された業務提案書について書類審査を行い、最も高い点数を得た者を事業者として選定する。

イ 必要に応じて、ヒアリングの実施及び追加資料の提出を求めることがある。

ウ 審査の結果、同点の場合は、公開抽選（くじ引き）により決定することとし、実施要領等については、該当者に別途通知する。

3 応募手続等

(1) 担当部署

〒697-0492 島根県浜田市旭町丸原380-15

島根あさひ社会復帰促進センター経理課用度係

電話 (0855) 45-8171 (内線1102)

FAX (0855) 45-8172

## (2) 公募申請書等の交付

### ア 交付期間

令和8年1月16日（金）から同月30日（金）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間。

### イ 交付場所

上記3（1）にて交付する。

なお、郵送又は電子メール等による交付の申込みは受け付けない。

## (3) 業務提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法

### ア 提出書類

- (ア) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し（令和7・8・9年度）1部
- (イ) 公募申請書（指定様式による） 1部
- (ウ) 適合証明書（指定様式による） 1部
- (エ) 誓約書及び役員等名簿（指定様式による） 各1部
- (オ) 委任状（指定様式による） 1部（代表者以外の者が応募する場合のみ）
- (カ) 薬局の業務体制（指定様式による） 5部
- (キ) 業務提案書 5部
- (ク) 薬剤師免許の写し 5部
- (ケ) 個人情報漏洩保険加入証明書の写し 5部
- (コ) 薬剤師賠償保険加入証明書の写し 5部

### イ 提出期限

令和8年2月12日（木）午後5時まで

### ウ 提出場所

上記3（1）に提出する。

### エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

## 4 提出書類の無効

- (1) 虚偽の記載がある場合（この場合、提出した者に対して、指名停止の措置を行うことがある。）
- (2) 書類の不足
- (3) 委任状のない代理人により提出された場合
- (4) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者により提出された場合
- (5) 公募申請書に氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載がない場合

## 5 事業者の決定

令和8年2月24日（火）

上記決定日以降、速やかに各応募者に対し、書面により結果を通知する。

## 6 その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (2) 契約書の作成の要否 要
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 支払条件 業務完了後、契約書に定めるところにより支払う。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3（1）に同じ
- (6) 詳細は、業務説明書による。